

貸出金の状況

不良債権の概要について

不良債権とは、回収困難になる可能性が高い貸出金のことをいいます。不良債権の開示方法は、信用金庫法に基づく「リスク管理債権」と金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」があります。

「リスク管理債権」の開示対象債権は貸出金であり、「金融再生法開示債権」の対象債権は貸出金のほかに債務保証見返、未収収益、仮払金、外国為替を含みます。

当金庫では、取引先企業の事業再生や経営改善支援の取組みを一層強化するとともに不良債権については、自己査定に基づき、厳正な償却引当の実施に努めています。

信用金庫法に基づくリスク管理債権と保全状況

(単位：百万円)

区分		残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(%) (B+C)/(A)
破綻先債権	平成29年3月末	236	197	38	100.00
	平成30年3月末	137	110	27	100.00
	増減	△99	△87	△11	0.00
延滞債権	平成29年3月末	8,138	4,274	3,124	90.92
	平成30年3月末	7,657	3,973	2,657	86.59
	増減	△480	△301	△467	△4.33
3ヵ月以上延滞債権	平成29年3月末	0	0	0	100.00
	平成30年3月末	—	—	—	—
	増減	△0	△0	△0	△100.00
貸出条件緩和債権	平成29年3月末	—	—	—	—
	平成30年3月末	—	—	—	—
	増減	—	—	—	—
合計	平成29年3月末	8,375	4,472	3,163	91.18
	平成30年3月末	7,795	4,083	2,684	86.82
	増減	△579	△389	△478	△4.36

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しています。

8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法に基づく資産査定開示債権と保全状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成29年3月末	8,395	7,656	4,473	3,182	91.20	81.15
	平成30年3月末	7,805	6,778	4,084	2,694	86.84	72.40
	増減	△589	△877	△389	△487	△4.36	△8.75
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年3月末	2,266	2,266	1,151	1,114	100.00	100.00
	平成30年3月末	1,834	1,834	860	973	100.00	100.00
	増減	△431	△431	△290	△141	0.00	0.00
危険債権	平成29年3月末	6,128	5,389	3,322	2,067	87.94	73.67
	平成30年3月末	5,971	4,944	3,223	1,721	82.80	62.63
	増減	△157	△445	△98	△346	△5.14	△11.04
要管理債権	平成29年3月末	0	0	0	0	100.00	100.00
	平成30年3月末	—	—	—	—	—	—
	増減	△0	△0	△0	△0	△100.00	△100.00
正常債権	平成29年3月末	165,402					
	平成30年3月末	166,902					
	増減	1,500					
合計	平成29年3月末	173,797					
	平成30年3月末	174,708					
	増減	910					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
一般貸倒引当金	694	405
個別貸倒引当金	3,182	2,694
合計	3,876	3,099

貸倒引当金期中増減額

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
増額	3,876	3,099
減額	4,084	3,876
期末残高	3,876	3,099

貸出金償却額

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度
貸出金償却額	—	—